

# うるま市避難場所案内板及び海拔表示板整備業務委託

## 仕 様 書

### 1 目的

本業務は、平常時における住民及び来市者の防災意識の啓発のほか、災害発生時において避難場所を周知するため、「避難場所案内板及び避難誘導標識」（以下「標識」という。）を設置又は更新する。また、うるま市内に「海拔表示板」（以下「表示板」）を設置又は更新することを目的とする。

### 2 業務名

本仕様書に基づく業務の名称は「うるま市避難場所案内板及び海拔表示板整備業務委託」（以下「業務」という。）

### 3 業務場所

当市が指定するうるま市内の149箇所

### 4 業務期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

### 5 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか次に示す各種法令規定に基づいて行うものとする。

- (1) うるま市地域防災計画
- (2) うるま市防災減災マップ
- (3) うるま市の条例及び規則
- (4) 測量法
- (5) 沖縄電力の海拔表示に係る各種規定
- (6) 津波標識ガイドライン
- (7) その他関係法令

### 6 業務内容

- (1) 標識及び表示板の新規設置
- (2) 経年劣化及びその他の理由により紛失した標識等の取替修繕
- (3) 使用地図  
直近2年以内に更新された地図を使用すること。
- (4) 下記要求を満たす標識の作成及び設置

- ア 図記号は国際標準化機構（ISO20412-1）及び日本産業規格（JISZ8210：2009）並びに、日本産業規格（JISZ9098：2016）において制定された避難場所、避難所、災害種別図記号と（板面加工製造仕様）を参考とし、表示言語は日本語、英語、中国語の3ヶ国語併記とし、文字のフォント、図記号の大きさ等、デザインの詳細については作成前に本市と協議し決定すること。
- イ 標識基材は日本産業規格（JISH4000:2006）において規格化されたアルミ板・アルミ複合板を使用すること。  
電柱巻き付け用表示板基材は沖縄電力㈱・西日本電信電話㈱より承認を受けたステンレス板もしくはアルミ材を使用する。  
蓄光材仕様標識の場合は、屋外における夜間の停電時に遠方から標識を視認できるよう標識板・表示板の表側が全面蓄光又は部分蓄光する蓄光吹付け塗装を施すこと。  
アルミ板は（1.0又は2.0±0.3mm）、ステンレス板は（0.5±0.3mm）、蓄光部はアクリル系樹脂等で1.0mmとすること。また電柱巻き付け表示板は、十分な柔軟性をもっていること。
- ウ デザイン（文字部分）は黒色、赤色カッティングシート、溶剤出力シート（耐候性能8年以上）を、図記号には日本産業規格（JISZ9117：2014）において規格化された緑色再帰性反射材（耐候性10年以上）を使用して屋外耐候性ラミネート仕上げとする。
- エ 標識の種類・サイズは、別紙1、別紙2参照。
- オ 標識基材の蓄光のりん光輝度については、日本産業規格（JISZ9097：2014）に規定された、紫外線強度（測定波長域360～480nm）400μW/cm<sup>2</sup>で60分間照射し、照射を止めた後、720分後の輝度が8mcd/m<sup>2</sup>を満たしていること。
- カ 屋外での長期利用を目的とし、日本産業規格（JISZ9097：2014）の試験方法に準じ、耐候性・耐食性・耐水性の基準を満たすものであること。また、その試験証明書を添付すること。さらに耐候性においては10年相当の耐候性促進試験の基準を満たすものであること。
- キ 標識基材の蓄光の発光色は、心を落ち着かせるという鎮静効果がある特性を活かす為、ブルーグリーンもしくはイエローグリーンとする。
- (5) 設置に伴う申請書類の作成
- ア 設置に係る電柱及び電信柱の所有者及び道路管理者への申請及び当該申請に必要な書類の作成については、本市が行う。受託者は、当該申請に係る事務の補助を行うこと。
- イ 本市が選定した設置候補及び本市が決定する設置看板表示内容に基づ

き、電柱又は電信柱の所有者に対する申請に伴う必要な書類を全て受託者が作成すること。

ウ また、道路占用許可申請、道路使用許可申請については、必要な書類を全て受託者が作成すること。

エ ア及びイの許可申請のうち、いずれかが不許可となった場合は、受託者が対応及び申請書類を再度作成すること。

#### (6) 製作

ア 製作工程表を提出の上、承諾を得たのち、標識製作に係ること。

イ 標識及び付属物においても材料承認を得たのち、標識製作に係ること。

ウ 標識に記載する事項は交渉等により変更の可能性があるので、予め承知すること。

#### (7) 設置作業

ア 設置作業着手前に、業務着手届、工程表、施工計画書等の必要書類を作成し、当市の承認を得た上で施工すること。

イ 道路占用、道路使用等の許可条件を遵守し、誠実に施工すること。  
また、許可関係書類は常に携行すること。

ウ 施工に先立ち、設置場所近隣の住民に対して工事の周知を行い、施工時は施設利用者の安全を確保し、周辺の構造物等に損傷を与えないよう事故防止策を講じること。

エ 施工場所で事故等が発生した場合は、直ちに当市に連絡し、その指示に従うこと。

オ 作業完了後、資材等は現場に放置せず、完了後直ちに撤収すること。

#### (8) 設置完了

ア 業務完了後（道路管理者等への報告後）、当市に業務完了届を提出し、検査を受けること。

イ 成果品に対して改善又は改良の指示があった場合は、遅滞なくその指示に従うこと。

ウ 検査完了後、案内板設置報告書（電子データ及び紙媒体2部）を提出すること。（台帳の様式は別途調整の上指示するが、設置前後の現場写真、設置場所を地図上に記したものの設置場所毎の表示内容を記したものの等を整理したものとする。）

#### (9) 標識等の処分

撤去した標識等については、受注者が処分するものとする。

#### (10) 諸経費

事前調査、申請書類作成、標識の作成、搬送、設置等に係る諸費用は全て本契約に含むものとする。

## 7 提出書類等

契約締結後は作業段階に応じて以下の書類を提出すること

- (1) 実施計画書
- (2) 製品保証書 (1 年間有効)
- (3) 日本産業規格 (JISZ9097:2014) に準じた以下の公的機関の試験証明書、  
輝度測定・耐候性・耐食、耐水性の物性証明書
- (4) 蓄光材製品安全データシート

## 8 その他

本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合等については、速やかに書面等により報告し、発注者と受注者が協議の上これを定め、業務を円滑に実施する事とする。

## 9 保証

製品の保証期間は設置後 1 年間とし、製品保証書を提出すること。